

Title	中村吉三郎著『明治法制史』(増訂版)
Sub Title	K. Nakamura : Legal history of Meiji era
Author	向井, 健(Mukai, Ken)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1956
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.29, No.9 (1956. 9) ,p.72- 74
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19560915-0072

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

考え盡される必要があるのではなからうか。

附記

この紹介は、本書に對する Harry Westermann の書評 (Archiv für die civilistische Praxis, 152. Band, I. Heft, 1952) に負うところが大きい。

著者は既に一九五四年一月一六日他界された。著者を追憶する Wolfgang Kunkel, Karl Larenz, Kurt Ballerstedt の講演 „Gerhard Dulceit als Rechtshistoriker, Rechtsphilosoph und Rechtsdogmatiker“ が發行されたこと (1955, Veröffentlichungen der Schleswig-Holsteinischen Universitätsgesellschaft, Nr. 11) 著者の思考の續きは最早聞かれなう。哀悼の意を表す。

(林崎トシ子)

中村吉三郎著

『明治法制史』(増訂版)

一

戦後、長足な進展をみせた明治研究の一環として、法制史の分野においても、數多の注目すべき業績が次々と發表されてきていることは、すでに周知のとおりである。

さらに、明治時代の法制史・法學史に新たな領域を開拓されつつある、早稻田大學・中村吉三郎教授は、従前、公けにされた諸論策を主體とする體系ある一巻の書をもたれ、これを「明治法制史」と題して刊行されたのであつたが(昭和三〇)、このたび、その後の研鑽の成果である自由民權運動をめぐる二つの論稿を添加され、増訂版としてふたたび世に問われた。これを機會に、別異な立場から意欲的な考究を試みた明治法制史の專著である本書を紹介することは、決して意義なしとしないであらう。あえて一文を草し、蕪辭を弄するゆえんである。

二

日本の近代化の基點となつたものは、いうまでもなく明治維新であるが、著者は、大井憲太郎の、いわゆる「ナマビラケ」の明治維新に焦點をあわせ、この「ナマビラケ」の日本を、「何とかしてホンビラケの日本」(一)にするために、自由民權運動が起つたのである、「うちに矛盾をうみつつ變轉して行く自由民權運動のゆくえをとらえ、これを一本シンに通して見てゆくのが、かえつてナマビラケの本性をつかめ、案外、明治法制史の正體をとらえるツテにもなるのではないか」(四)とされ、この思考を根本として、本書の敘述をすすめられている。したがつて、「妙に、自由民權運動にばかりこだわりの、變に自由民權派にのみまつわるようになった」が、これが變遷を「シン」に見て行くのが、明治法制史解明の……最も近道で、ここにこそ、明治法制史構成のメドがあるとにらんだからなのである」(上)。

近時、明治史の研究にあざやかな新地圖をえがきつつある自由民権運動の推移を基軸として、明治法制史の究明を企圖する著者の見解は、きわめて独自の創見にみちた雄大な構想ともいふべく、將來の探究途上に、一つの道標を興えるものであらう。

さて、ここで本書の構成を示せば、左のとおりである。

第一章 序説

第二章 法制史より見た大井憲太郎と小野梓

第三章 自由民権運動と不對等條約の改正

第四章 法制史より見た憲法發布前後

第五章 法典爭議について

第六章 西川光二郎「土地國有論」について

第七章 岡村司「民法と社會主義」について

第八章 明治末期の二・三の立法と裁判

補第一 自由民権運動の發展

補第二 自由民権運動の變貌

このうち、たとえば、第七章は「明治民法學史の一齣」として「早稻田法學」誌上に掲載され(第二四卷三・四合併號)、追補の二編は、それぞれ「社會科學討究」にすでに公表されているのであるが(第一卷二號)、著者はこの點につき、第二章をのぞき、附言されておられない。しかし、このことは、参考のために記載される方が、讀者にとつてはより便宜なではあるまいか、と筆者は考ふるものである。

三

第二章は、明治法制史に關する著者の最初の勞作であるが、大井

憲太郎と小野梓の兩名を、自由民権運動の初期と、それが漸次、伸展を遂げ、その昂揚期にいたる時代につき、それぞれ比較しながら所説をすすめ、たくみに彼らを浮き彫りされている。大井の明治十年代(大阪事件の疑獄の時期)までの思想の限界は、いわば當時の「自由民権運動の限界」(一八八)である、と述べられていることに注意をほらいたい。大井については、第三章においても、「條約改正問題

を、かろうじて自由民権運動のほんすじから、あまり離れないようにつとめつつ、反對運動を一大國民運動の規模に擴大して行つた」(三二)彼の功績を、著者は高くみとめられている。

第五章は、現今、學界の注視的となつてゐる明治法典爭議をめぐる考察である。著者にしたがえば、平野義太郎氏の所論が、この問題の性格を正しくとらえている、とされ(一八四)、引用文献も、平野氏のほか、星野通・遠山茂樹・宮川澄らの諸氏の論考にとどまつてゐるようである。しかし、これは、あまりにも一方に偏倚しており、妥當を缺くものではなからうか。故意に、有力なる反對説を無視される著者の研究態度には、遺憾ながら贅意を表しがたく、また、そのような狭い視野にもとづく論究によつては、法典論争論の核心を的確に把握することは不可能に近いのではあるまいか。切に著者の再考を希求するしだいである(法典爭議に對する卓見は、拙稿「櫻谷開作著頁以下、中村研辨者」近代日本の法的形。成田本誌第二九卷六號七五頁以下参照)

第六章・第七章は、西川光二郎の「土地國有論」と、岡村司の「民法と社會主義」を對象に取りあげて論じられるが、前者においては、「土地問題を普選運動と共に、自由民権運動と日本の社會主義運動とをつなぐ『懸橋』」(一八)になぞらえておられることを、指

摘するにとどめる。

後者は、著者の造詣ふかい岡村司についての論稿であるだけに、

その論述は精彩の度を加えている(因みに、昨年四月三十日、法政大學で開かれた法社會學會の席上、著者は「岡村司先生の場合」と題する研究報告をもたれた)。彼の代表的著作ともいふべき「民法

と社會主義」を、由來・學風・所有權論……と種々の分析視點によつて検討されるが、彼の家族制度論を追究されるにおよんで、著者

は岡村の矛盾せる言説に、やや當惑の色をみせておられるようにおもわれる。この點を説明する一つの鍵として、明治三十二年より三

年間にわたる彼の歐洲留學を考慮に入れる必要があるのではなからうか。斬馬劍禪の「東西兩京の大學」(明治三)は、この間の事情を語

る貴重な文献であろう(なお、手塚「家族制度否認論の先驅」)。もちろん、この書のいうごとく、留學中、岡村が驟然、儒教主義的家族制度觀

を改めたことには、疑問の餘地がすくなくないが、その反面、彼の

外遊が、彼の脱皮前進の分岐點の所在を、決して暗示してはいない、とは斷言できないように思考する(法社會學會の席上における

著者の發言にもあつたとおり、同一人物にみられる思想の混濁性は、充分、考えられてよいことであろう)。とまれ、すぐれた理論は

ゆたかな實證によつてのみ開花することに思いをいたし、この問題に對する、著者の再論を切望したい。

明治末期に、時の政府が、下からもあがるうとしていた民主主義運動に對し、如何なる方法でこれを阻止しようとしたかを法制史的な見地より眺めた第八章については、すでに手塚豊教授の適切な論評があり、大方の參看をたまわりたい(「法制史研究」第一、三卷二四一頁以下)。

最後、本書を一讀して二・三の瑣細な誤謬(おそらく誤植であらう)が散見されたことを附記し、注意を喚起したい(たとえば、石井良助教授の「左院の民法草案」の掲載雜誌號數を、「國家學會雜誌」第六十卷一號・二號としるされているが、これは、一號・六號が正しい)。

四

明治時代における、多岐にわたる歴史的發展過程を有機的にとらえ、それを半封建という土臺に關連づけて、社會・經濟の動きを法制史的に把握した本書は、さらに法現象ないし法學の歴史的・思想的背景の分析を指向する方向にもすんだ異色ある勞作として、高く評價されねばならない。著者のするどい論究と周到な配慮は、いづれの章の敘述のうちにも、よくうかがわれ、さすが明治法制史の專家ならではの感がふかい。本書の公刊は、明治法制史研究の深化に寄與するところ多大なるものがあらう。著者に衷心の敬意を表すると共に、筆者の恣意によつて、甚だしく紹介に精練を生じ、著者の本旨をそこなう個所のすくなくなかつたであらうことを、切に御諒恕ありたい。(弘文堂刊 A5版 二七七頁 定價四五〇圓)

最後、本書を一讀して二・三の瑣細な誤謬(おそらく誤植であらう)が散見されたことを附記し、注意を喚起したい(たとえば、石井良助教授の「左院の民法草案」の掲載雜誌號數を、「國家學會雜誌」第六十卷一號・二號としるされているが、これは、一號・六號が正しい)。

四

明治時代における、多岐にわたる歴史的發展過程を有機的にとらえ、それを半封建という土臺に關連づけて、社會・經濟の動きを法制史的に把握した本書は、さらに法現象ないし法學の歴史的・思想的背景の分析を指向する方向にもすんだ異色ある勞作として、高く評價されねばならない。著者のするどい論究と周到な配慮は、いづれの章の敘述のうちにも、よくうかがわれ、さすが明治法制史の專家ならではの感がふかい。本書の公刊は、明治法制史研究の深化に寄與するところ多大なるものがあらう。著者に衷心の敬意を表すると共に、筆者の恣意によつて、甚だしく紹介に精練を生じ、著者の本旨をそこなう個所のすくなくなかつたであらうことを、切に御諒恕ありたい。(弘文堂刊 A5版 二七七頁 定價四五〇圓)

(向井 健)